

第108期

定時株主総会招集ご通知

日時

2026年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

場所

佐賀市松原四丁目2番12号
当行本店6階会議室

ご出席株主さまへのお土産の配付は取りやめ
とさせていただきます。何卒ご理解いただきま
すようお願い申し上げます。

目次

■ 第108期定時株主総会招集ご通知	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	3
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	5
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	7
第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。） に対し退職慰労金贈呈の件	8
■ 第108期事業報告	9
■ 計算書類	23
■ 監査報告書	25

◇経営理念について

全役職員に当行の目指すべき道筋を明確にするために、「経営理念」を制定し、公表しています。当行はこの「経営理念」に則った行動に全行を挙げて取り組んでまいります。

- 一．健全経営に徹し、地域経済の発展に寄与する。
- 一．時代の変化を機敏にとらえ、挑戦し続ける。
- 一．お客さまと株主、行員とその家族のために最善をつくす。

株 主 各 位

2026年5月29日

佐賀市松原四丁目2番12号
株式会社 **佐賀共栄銀行**
取締役頭取 二 宮 洋 二

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、下記ウェブサイト「第108期定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト (<https://www.kyogin.co.jp/about/ir/soukai.php>)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

議決権行使ウェブサイト (<https://net-vote.ta.smbctb.co.jp/>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「パスワード」をご入力のため、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力いただくようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）

午後5時45分送信分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://net-vote.ta.smbctb.co.jp/>



〔郵送による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご送付いただくようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）

午後5時45分到着分まで

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 佐賀市松原四丁目2番12号 当行本店6階会議室
3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

第108期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 株主総会にご出席できない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。ただし、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び当行監査法人が監査をした書類の一部であります。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保する体制」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当行ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当行の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	にのみや ようじ 二宮 洋二 (1951年3月23日生) 〔再任〕	30,000株	1975年4月 大蔵省入省 1997年7月 銀行局特別金融課長 1999年7月 北海道財務局長 2001年7月 大臣官房参事官 2002年7月 神戸税関長 2005年6月 放送大学学園理事 2008年10月 地方公営企業等金融機構（現地方公共団体金融機構）理事 2011年6月 (株)TSIホールディングス常勤監査役 2014年6月 取締役頭取（現任）
2	のう ども けんじ 納 富 健二 (1970年7月11日生) 〔再任〕	20,000株	1995年4月 当行入行 2009年10月 兵庫支店長 2013年4月 監査部監査グループ上席検査役 2015年4月 鳥栖支店長 2020年4月 営業統括部長 2021年4月 業務統括部長 2023年6月 取締役 2025年4月 常務取締役（現任） 〔人事部・業務統括部担当〕
3	いずみ とも よし 泉 朋 良 (1973年11月11日生) 〔新任〕	5,000株	1997年4月 当行入行 2011年2月 人材開発室長 2014年1月 県庁前支店長 2016年4月 三田川支店長 2017年4月 唐津支店長 2020年4月 佐大通り支店長兼佐賀西支店長兼川副支店長 2023年6月 業務統括部長 2024年4月 総合企画部長（現任）

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当行の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	い で たけ お 井 手 健 夫 (1968年12月4日生) 〔新任〕	5,000株	1992年 4月 当行入行 2008年 4月 審査部審査グループ上席調査役 2008年10月 佐賀市エリア営業部副部長 2010年 4月 久留米支店長 2011年 4月 本店営業部長 2014年 1月 営業統括部副部長兼法人営業室長 2014年10月 営業統括部長兼法人営業室長 2016年 4月 融資統括部長 2017年 4月 人事部長 2018年 4月 佐大通り支店長兼佐賀西支店長兼川副支店長 2020年 6月 事務統括部長 (現任)
5	おと なり あ み 音 成 亜 美 (1976年3月5日生) 〔再任〕	一株	1999年 4月 味の素(株)入社 2009年 8月 マースジャパンリミテッド入社 2022年 4月 (有)旅館あけぼの 取締役 2023年 4月 (有)旅館あけぼの 代表取締役 (現任) 2024年 6月 当行非常勤取締役 (現任)
6	こ だま ひる あき 兒 玉 浩 明 (1960年8月15日生) 〔新任〕	一株	1988年 3月 九州大学大学院理学研究科博士課程化学専攻修了 (理学博士) 2009年 1月 国立大学法人佐賀大学工学部教授 2010年 4月 国立大学法人佐賀大学大学院工学系研究科教授 2013年 6月 東京理科大学客員教授 2019年10月 国立大学法人佐賀大学長 2023年 4月 国立大学協会理事 2025年10月 西九州大学学長 (現任) 2025年10月 学校法人永原学園理事 (現任)

(注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

(注) 2. 音成亜美氏、兒玉浩明氏は社外取締役候補者であります。

(注) 3. 音成亜美氏は現在当行の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

(注) 4. 音成亜美氏は当行社外取締役在任期間中において、会社経営者としての専門知識や経験に基づく発言、助言をいただき、適切に職責を果たしていただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待して、選任をお願いするものであります。

(注) 5. 兒玉浩明氏を社外取締役候補者とした理由は、前佐賀大学学長及び西九州大学学長としての専門知識や豊富な経験に基づき社外取締役として、当行の経営について有益なご意見やご指摘をいただけると期待したものであり、また、これらを鑑みれば同氏が社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

(注) 6. 当行は音成亜美氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、金3百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。音成亜美氏の再任が承認された場合は、音成亜美氏との当該契約を継続する予定であります。また、兒玉浩明氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（以下、本議案において「監査等委員」といいます。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ておりません。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当行の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	よし だ えい じ 吉 田 英 二 (1961年1月18日生) 〔再 任〕	10,000株	1990年7月 当行入行 2006年1月 事務部システムグループ課長 2009年4月 システム部長 2013年4月 総合企画部付部長（情報システム統括室長） 2014年4月 CRM統括部長 2016年4月 事務統括部長 2016年12月 総合企画部次期システム推進室長 2019年4月 事務統括部長 2020年6月 取締役 2021年6月 取締役（監査等委員）（現任）
2	きし かわ ひろ ゆき 岸 川 浩 幸 (1968年10月9日生) 〔再 任〕	一株	1993年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社 1997年4月 公認会計士登録 2005年9月 税理士登録 2005年10月 岸川公認会計士事務所所長（現任） 2009年4月 熊本学園大学会計専門職大学院 准教授 2009年7月 税理士法人佐賀総合会計代表社員（現任） 2019年6月 西部電機(株)社外監査役（現任） 2020年6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当行の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	ひがし じま さやこ 東島 沙弥子 (1986年1月2日生) 〔新任〕	一株	2013年9月 司法試験合格 2015年1月 弁護士登録 2015年1月 牟田法律事務所勤務（現任） 2017年10月 佐賀県建設工事入札審査会委員（現任） 2019年12月 佐賀県土地利用審査会委員（現任） 2023年8月 佐賀県収用委員会会長（現任） 2025年7月 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院医療安全監査委員会委員（現任） 2025年7月 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会委員（現任） 2025年10月 佐賀紛争調整委員会委員（現任）

- (注) 1. 岸川浩幸氏と当行の間には、岸川浩幸氏が代表社員を務める税理士法人佐賀総合会計と当行が業務委託契約を締結している以外に、人的関係、資本的關係、その他特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 東島沙弥子氏と当行の間には、当行が法律顧問契約を締結している以外に、人的関係、資本的關係、その他特別の利害関係はありません。
- (注) 3. 岸川浩幸氏および東島沙弥子氏は社外取締役候補者であります。
- (注) 4. 岸川浩幸氏は、現在当行の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
- (注) 5. 岸川浩幸氏は、公認会計士および税理士としての財務および会計、税務に関する相当の知見を有しており、当行の監査等委員である社外取締役在任期間中においてかかる知識や経験に基づく発言、助言をいただき、当行の経営について有益なご意見やご指摘をいただくなど適切に職責を果たしていただいております。今後も、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待して、選任をお願いするものであります。
- (注) 6. 東島沙弥子氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として専門の知識や豊富な経験に基づき、監査等委員である社外取締役として、当行の経営について有益なご意見やご指摘をいただけるものと判断したものであり、また、これらを鑑みれば同氏が監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- (注) 7. 当行は岸川浩幸氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、金3百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。岸川浩幸氏の再任が承認された場合は、岸川浩幸氏との当該契約を継続する予定であります。また、東島沙弥子氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ておりません。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する当行 の株式数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
おと なり あ み 音 成 亜 美 (1976年3月5日生) 〔新任〕	一株	1999年4月 味の素(株)入社 2009年8月 マースジャパンリミテッド入社 2022年4月 (有)旅館あけぼの 取締役 2023年4月 (有)旅館あけぼの 代表取締役(現任) 2024年6月 当行非常勤取締役(現任)

(注) 1. 候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

(注) 2. 音成亜美氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

(注) 3. 音成亜美氏は現在当行の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

(注) 4. 音成亜美氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての専門知識や経験に基づき監査等委員である社外取締役として、当行の経営について有益なご意見やご指摘をいただけると期待したものであり、また、これらを鑑みれば同氏が監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

(注) 5. 音成亜美氏が就任された場合、当行は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、金3百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、責任限定契約の継続を予定しております。

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

第108期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任される取締役（監査等委員である取締役を除く。）の平山修氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈したいと存じます。その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、取締役会で決定された社内規程に基づき算出されますため、相当であると考えております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ひらやま おさむ 平山 修	2021年6月 取締役就任 現在に至る

以上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔金融経済情勢〕

2025年度におけるわが国経済は、物価上昇と賃上げの循環が進展し緩やかな景気の回復基調が維持されました。一方で、不安定な国際情勢による原材料価格および中東情勢の不安定化に伴うエネルギー価格の高騰、アメリカの関税政策による為替・株価への影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

地域金融機関を取り巻く状況は、昨年度以降、日本銀行における政策金利の継続的な引き上げを受け、預金金利引き上げが行われるなど、本格的な「金利のある世界」へ移行しています。また、原油価格上昇に伴う原材料など仕入れ価格、人件費の高騰は特に中小零細の事業者さまにとって資金繰りや収益を圧迫する要因となっており、依然として厳しい状況が続いております。

当行は、お客さまに寄り添いながら、お客さまに対する積極的な資金供給や課題解決提案に注力することにより、引き続きお客さまへの積極的な支援に努めてまいります。

〔事業の経過及び成果等〕

このような金融経済情勢のもと、2025年度における業績は次のとおりとなりました。

◇預金

預金につきましては、前年度末比64億38百万円減少し2,284億64百万円となりました。

◇貸出金

貸出金につきましては、前年度末比74億88百万円増加し2,028億30百万円となりました。

◇損益状況

経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金、株式等売却益が増加したこと等により、前年度比11億67百万円増加し78億85百万円となりました。貸出金利息は前年度比3億21百万円増加の48億86百万円となり、10年連続の増加となりました。また、有価証券利息配当金は、2億72百万円増加し10億68百万円となりました。役務取引等収益は84百万円減少し5億円となりました。

経常費用は、日本銀行の政策金利引上げに伴い預金利息が増加したことや貸倒引当金繰入額が増加したこと等により前年度比3億5百万円増加し59億12百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比8億61百万円増加し19億73百万円となり、当期純利益は5億57百万円増加し14億79百万円となりました。

●コア業務純益

一般企業の営業利益に相当するコア業務純益は、貸出金利息、有価証券利息配当金共に増加したこと等が主因となり、92百万円増加し16億67百万円となりました。

◇不良債権の状況

金融再生法開示債権残高は、前年度末比11億7百万円減少して42億78百万円となり、金融再生法開示債権比率は、前年度末比0.64ポイント低下して2.10%となりました。

お客さまの業績改善に向けてランクアップ支援に取り組むことにより、当行の不良債権の削減に努めてまいります。

◇自己資本比率

自己資本比率は、前年度末比0.53ポイント上昇して10.15%となり、国内基準の4%を大幅に上回っております。

◇業務面の取り組み

2025年度は主に次のような取り組みを行ってまいりました。

●営業力の強化

・訪問件数の増加

訪問件数を増やし情報を広く集め、融資のスピード回答を徹底し、お客さまの資金ニーズに的確にお応えすることで、貸出金残高および事業先数の増加に努めてまいりました。その結果、貸出金残高は対前期末比74億円増加、事業先数は対前期末比625先増加となりました。引き続きお客さまに寄り添った営業活動により、貸出金残高および事業先数の増加に努め、収益力を強化してまいります。

・預金金利・貸出金基準金利の引上げ

日本銀行の政策金利変更による市場金利の上昇を受け、2026年2月より預金金利、2026年3月より貸出金の基準金利引き上げを行いました。今後も市場金利の変更にタイムリーな対応を行ってまいります。

・金利上昇への早期備えとして債券売却

2024年3月以降、日本銀行における政策金利の継続的な引き上げを受け、市場金利は上昇基調にあります。今後、更なる金利上昇時に大きな含み損を抱える可能性があると判断し、保有している低利回り、残存期間が長期の債券の売却を2024年度より積極的に実施いたしました。その結果、2026年3月末債券の評価損は31百万円に留まっております。

・貸金庫新規受付終了、貸金庫サービスの廃止

お客さまのニーズの変化に伴い、貸金庫サービスのご利用件数が減少している状況や自動型貸金庫にかかる維持管理コストの増加に加え、他金融機関での貸金庫窃盗事件を受け、更なるマネーロンダリング対策や管理運営体制強化に伴うコスト増加を総合的に勘案した結果、今後お客さまに適正な価格で利便性のあるサービスを継続することが難しいと判断し、2026年9月末で貸金庫サービスを廃止することといたしました。

・手形・小切手帳の発行終了

2021年6月に政府が公表した「成長戦略実行計画」における「手形・小切手の全面電子化」に向けた取り組みとして、2026年3月末をもって手形・小切手帳の発行を終了いたしました。法人WEBサービス無料プランの取り扱い開始などを通じて、紙の手形・小切手の代替手段として、お客さまの電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング利用による電子的決済手段への移行支援を行っております。

●生産性の向上

・持出PCの導入

DXによるお客さまサービスの向上および業務の効率化に迅速に対応していくため、2025年6月より全ての渉外行員へ持出用パソコンを配布しております。これにより、無駄な時間を極力なくし点と点でお客さま訪問していたものを面でできるようにすることで、お客さまによりよいサービスの提供を実現しております。

・インターネット支店の開設

2025年8月22日インターネット支店を開設しました。これまでの対面チャネルに加え、非対面チャネルを活用することで更なるお客さまの利便性向上に努めていきたいと考えております。

・現金管理効率化・メール便の全廃

営業店事務効率化の一環として、現金管理業務の一部を警備会社へ委託しました。この取り組みにより、当該業務に従事していた行員の営業時間を確保し、お客さまへのサービス強化に努めてまいります。また、DXによる業務のペーパーレス化等業務改善を図ることにより行内メール便を廃止し、大幅な経費削減を実現しました。

●組織の活性化

・本店1階リニューアル工事

老朽化への対応および効率的で働きやすい職場環境づくりのため、本店営業部の大規模なリニューアル工事を行いました。ロビーの床にはカリン無垢材を使用しており、温もりのある空間としております。また、南側に大きなガラス窓を設置し、天井を高くすることで自然光を取り入れた開放感のある店内となっております。

・シャワー室・休憩室新設

1階本店営業部のバックヤードには、行員向けのシャワー室・休憩室を新設いたしました。夏季の暑さが年々厳しさを増す中、法人担当など外回りが多い行員にリフレッシュしてもらえると考えております。

・内定者に旅の資金20万円支給

2026年度入行内定者に旅行支援として1人20万円、本の購入費として4,500円の支給を行いました。「人と会う、旅をする、本を読む」ことを通じて視野を広げ、豊かな価値観や柔軟な考え方を育んでもらうことを目的としており、入行後の銀行員生活において必ず役に立つものと期待しております。引き続き役職員の職場環境の改善に努めてまいります。

・従業員持株会制度の全面改正

従業員の財産形成、株式流動化策の一環として従業員持株会制度の全面改正を行いました。これにより従業員の帰属意識を高め、主体的に業務に取り組む意識の醸成を図っております。

[対処すべき課題]

当行では、2024年度から2026年度までの3年間の第十四次中期経営計画を策定し、「お客さまのために“気づき！考え！行動する！”銀行」を目指すことを継続しております。

第十四次中期経営計画最終年度である今年度、重点的に取り組む事項である「営業力の強化」「生産性の向上」「組織の活性化」を推し進め、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

1. 営業力の強化

お客さまと対話する機会を増やし、お取引先を拡大していくために、支店長によるトップセールスの強化および渉外行員によるお客さま訪問を徹底してまいります。

お客さまの業績向上や事業再生のため、本支店一体となって、お客さまの課題解決に取り組んでまいります。また、ご融資の回答期限の短縮化や非対面チャネルの拡充などの取り組みによりお客さまの満足度を高め、収益の確保に努めてまいります。

2. 生産性の向上

当行における課題解決の迅速化を図るため、それぞれの仕事の取組期限を明確にし、意思決定および行動のスピード化に努めてまいります。

営業店事務を仕分けすることで事務の効率化を図り、内部行員の削減に取り組んでまいります。また、本部業務を見直すことにより、本部分行員の削減にも取り組んでまいります。

3. 組織の活性化

行員一人ひとりが持続的に成長・活躍できる環境を整備し、時代の変化に挑戦し続けるような人材の育成に取り組んでまいります。

お客さまのために“気づき・考え・行動する”銀行員を目指して、行員一人ひとりがアンテナを高くして課題を見つけ、解決策を自ら考え、実行に移すまでを一連のアクションとすることができるよう取り組んでまいります。

女性活躍の推進につきましては、2026年3月末時点で女性管理職が12名となっており、管理職に占める女性の割合は23.5%となりました。2027年3月末までに、この割合を30%程度に引き上げます。今後も女性管理職の登用を積極的に行い、女性が活躍する場を拡げ、多様性が尊重される組織の実現に努めてまいります。

当行は、これからもお客さまの一層のご信頼とご支援をいただけるよう努力してまいります。株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預 金	235,555	228,543	234,902	228,464
定期性預金	101,989	91,866	96,090	90,701
そ の 他	133,565	136,676	138,812	137,763
貸 出 金	190,766	187,999	195,341	202,830
個人向け	43,175	43,564	44,113	46,817
中小企業向け	136,930	135,851	145,010	151,444
そ の 他	10,660	8,582	6,217	4,568
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	52,229	49,020	40,357	29,310
国 債	2,167	3,025	10,422	1,994
そ の 他	50,062	45,995	29,935	27,315
社 債	—	—	—	—
総 資 産	264,298	254,839	260,838	255,568
内国為替取扱高	660,634	652,099	711,507	867,359
外国為替取扱高	百万ドル —	百万ドル —	百万ドル —	百万ドル —
経 常 利 益	1,070	1,464	1,111	1,973
当 期 純 利 益	968	1,037	921	1,479
1株当たり当期純利益	円 銭 44 30	円 銭 47 51	円 銭 42 21	円 銭 67 79

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸出金のうち中小企業向けの欄は中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	220人
平 均 年 齢	41年11月
平 均 勤 続 年 数	18年6月
平 均 給 与 月 額	372千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
佐 賀 県	13	(ー)
福 岡 県	3	(ー)
長 崎 県	1	(ー)
合 計	17	(ー)

(注) 1. 営業所数は拠点数で報告しております。

2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を9か所設置しております。

当年度新設営業所

該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	307
---------------	-----

重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
本店1階改修工事	223
SBK開発費用	31

- (6) 重要な親会社及び子会社等の状況
該当ありません。

〔重要な業務提携の概況〕

- ① 第二地銀協地銀35行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ② 第二地銀協地銀35行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連540（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 第二地銀協地銀35行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ④ ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑤ セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。

- (7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。

- (8) その他当行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(2025年度末現在)

氏 名	地位及び担当		重 要 な 兼 職	そ の 他
二 宮 洋 二	取 締 役 頭 取 (代表取締役)			
納 富 健 二	常 務 取 締 役	人事部、業務統括部 担当		
平 山 修	取 締 役	総合企画部、事務統 括部、総務部担当		
音 成 亜 美	取 締 役 (社外取締役)		(有)旅館あけぼの 代表取締役	
吉 田 英 二	取 締 役 常勤監査等委員			
安 永 恵 子	取 締 役 (社外取締役) 監 査 等 委 員		弁 護 士 弁護士法人安永法律事務所 代 表 弁 護 士 (株)戸上電機製作 所社外監査等委 員	
岸 川 浩 幸	取 締 役 (社外取締役) 監 査 等 委 員		税 理 士、公 認 会 計 士 税 理 士 法 人 佐 賀 総 合 会 計 代 表 社 員 西 部 電 機 (株) 社 外 監 査 役	公 認 会 計 士 資 格 を 有 し、財 務 及 び 会 計 に 関 す る 相 当 程 度 の 知 見 を 有 し て お り ま す。

(注) 重要な会議等への出席や監査法人及び監査室との連携を密に図ること等により、監査・監督機能を強化するために吉田英二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

本方針は当行取締役会において次のとおり決定しております。当行の取締役の報酬等については、役位に応じて支給する「月額報酬」、「賞与」及び「役員退職慰労引当額」にて構成しております。また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬については、独立性確保の観点から、定額で支給する「月額報酬」のみとしております。

「報酬等」につきましては、2016年6月29日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額200百万円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額10百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終了時時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名、監査等委員である取締役は3名であります。

なお、役員報酬等の額の決定過程における、取締役会等の活動内容は以下のとおりであります。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、2025年6月24日の取締役会において、基本方針に基づき決定しており、当該方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

②取締役及び監査等委員の報酬等の総額等

(単位：名,百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	4	86 (17)
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	3	17 (2)
計	7	104 (20)

(注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であり、上記「報酬等」の欄に括弧内書しております。

2. 業績連動報酬の設定はありません。

3. 非金銭報酬は該当ありません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
音 成 亜 美	任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金3百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
安 永 恵 子	同上
岸 川 浩 幸	同上

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当ありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
音成 亜美	(有)旅館あけぼのの代表取締役
安永 恵子	弁護士法人安永法律事務所代表弁護士、(株)戸上電機製作所社外監査等委員
岸川 浩幸	税理士法人佐賀総合会計代表社員、西部電機(株)社外監査役

(注) (有)旅館あけぼの、(株)戸上電機製作所及び西部電機(株)と当行との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
音成 亜美	1年 9ヵ月	当事業年度開催 取締役会20回のうち20回出席	取締役会の全回に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。(注) 1
安永 恵子	7年 9ヵ月	当事業年度開催 取締役会20回のうち20回出席 監査等委員会17回のうち16回出席	取締役会及び監査等委員会のほぼ全回に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。(注) 2
岸川 浩幸	5年 9ヵ月	当事業年度開催 取締役会20回のうち20回出席 監査等委員会17回のうち17回出席	取締役会及び監査等委員会の全回に出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。(注) 3

(注) 1. 音成亜美氏は当行社外取締役在任期間中において、会社経営者としての専門知識や経験に基づく発言、助言をいただき、適切に職責を果たしていただいております。

(注) 2. 安永恵子氏は当行監査等委員である社外取締役であり、社外取締役在任期間中において弁護士としての専門知識や豊富な経験に基づく発言、助言をいただき、適切に職責を果たしていただいております。

(注) 3. 岸川浩幸氏は当行監査等委員である社外取締役であり、社外取締役在任期間中において公認会計士及び税理士としての財務及び会計、税務に関する相当な知見に基づく発言、助言をいただき、適切に職責を果たしていただいております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：名百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3	7	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 40,000千株
発行済株式の総数 22,034千株

(2) 当年度末株主数 1,196名

(3) 大株主 2026年3月31日現在

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
松尾建設株式会社	1,496 千株	6.85 %
久光製菓株式会社	1,461	6.69
株式会社みずほ銀行	1,130	5.18
株式会社西日本シティ銀行	1,058	4.84
株式会社佐賀銀行	823	3.77
昭和自動車株式会社	779	3.57
株式会社三井住友銀行	750	3.43
株式会社りそな銀行	697	3.19
株式会社福岡中央銀行	655	3.00
株式会社豊和銀行	567	2.59
計	9,419	43.16

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に、職務執行の対価として取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を含む。）に対して当行が交付した株式はありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当ありません。

6. 当行監査法人に関する事項

(1) 当行監査法人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員 河島啓太 指定有限責任社員 山村幸也	21	(注)3

- (注) 1. 当行の公認会計士法第2条第1項に規定する監査業務に基づく報酬は21百万円であります。
2. 当行と監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には合計額を記載しております。
3. 監査法人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに監査法人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当行は内部統制監査を実施しておらず、また第1四半期及び第3四半期の四半期レビューを取りやめたため、これらに係る報酬は上記金額に含まれておりません。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 当行監査法人に関するその他の事項

監査法人の解任又は不再任の決定の方針

当行都合の場合の他、当該監査法人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該監査法人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程に則り「監査法人の解任又は不再任」を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当ありません。

(2) 補償契約

該当ありません。

11. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としています。

第108期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	22,125	預 金	228,464
現 金	3,061	当 座 預 金	1,044
預 け	19,064	普 通 預 金	134,534
有価証券	29,310	貯 蓄 預 金	540
国 債	1,994	通 知 預 金	1,401
地 方 債	904	定 期 預 金	89,364
社 債	4,590	定 期 積 金	1,336
株 式	10,310	そ の 他 の 預 金	243
そ の 他 の 証 券	11,511	借 用 金	—
貸 出 金	202,830	借 入 金	—
割 引 手 形	187	そ の 他 負 債	2,256
手 形 貸 付	23,382	未 払 法 人 税 等	348
証 書 貸 付	166,390	未 払 費 用	442
当 座 貸 越	12,870	前 受 収 益	367
そ の 他 資 産	508	給 付 補 て ん 備 金	1
前 払 費 用	26	そ の 他 の 負 債	1,096
未 収 収 益	186	賞 与 引 当 金	251
そ の 他 の 資 産	295	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	144
有 形 固 定 資 産	2,374	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	4
建 物	733	繰 延 税 金 負 債	1,663
土 地	1,409	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	192
建 設 仮 勘 定	9	支 払 承 諾	389
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	221	負 債 の 部 合 計	233,365
無 形 固 定 資 産	63	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	51	資 本 金	2,679
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	11	資 本 剰 余 金	1,259
支 払 承 諾 見 返	389	資 本 準 備 金	1,259
貸 倒 引 当 金	△2,032	利 益 剰 余 金	13,008
		利 益 準 備 金	1,073
		そ の 他 利 益 剰 余 金	11,935
		別 途 積 立 金	4,367
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,567
		自 己 株 式	△94
		株 主 資 本 合 計	16,853
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,962
		土 地 再 評 価 差 額 金	387
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,349
資 産 の 部 合 計	255,568	純 資 産 の 部 合 計	22,203
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	255,568

第108期 (2025年 4月1日から 2026年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額	
経 資 役 そ そ そ 経 資 役 そ 営 そ 経 特 特 税 法 法 法 当	常 用 収 益		7,885
	金 運 用 収 益	6,122	
	貸 出 金 利 息 配 当	4,886	
	有 価 証 券 利 息 利 息	1,068	
	預 け 金 受 入 利 息	167	
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
	役 務 取 引 等 収 益	500	
	受 入 為 替 手 数 料	182	
	そ の 他 の 役 務 収 益	317	
	そ の 他 の 業 務 収 益	51	
国 債 等 債 券 売 却 益	50		
国 債 等 債 券 償 還 益	0		
そ の 他 経 常 収 益	1,211		
株 式 等 の 経 常 収 益	1,193		
そ の 他 の 経 常 収 益	17		
			5,912
経 資 役 所 営 経 特 特 税 法 法 法 当	金 調 達 利 費 用 息 用 料 用 費 用 損 費 用 額 損 用 益 益 失 損 失 益 税 額 計 益	570 570 851 12 838 320 319 1 3,554 615 91 3 521	0 0 59 1,973 0 59 1,914 434 1,479
預 金 取 引 等 利 費	支 払 為 替 手 数 費	570	
そ の 他 の 業 務 費	支 払 為 替 手 数 費	851	
国 債 等 債 券 売 却 損	支 払 為 替 手 数 費	12	
国 債 等 債 券 償 還 損	支 払 為 替 手 数 費	838	
そ の 他 経 常 費	支 払 為 替 手 数 費	320	
株 式 等 の 経 常 費	支 払 為 替 手 数 費	319	
貸 倒 引 等 の 経 常 費	支 払 為 替 手 数 費	1	
株 式 等 の 経 常 費	支 払 為 替 手 数 費	3,554	
そ の 他 の 経 常 費	支 払 為 替 手 数 費	615	
固 定 資 産 処 分 益	支 払 為 替 手 数 費	91	
固 定 資 産 処 分 損	支 払 為 替 手 数 費	3	
引 当 金 繰 入 額	支 払 為 替 手 数 費	521	
前 当 期 純 利	支 払 為 替 手 数 費	1,973	
引 当 金 繰 入 額	支 払 為 替 手 数 費	0	
前 当 期 純 利	支 払 為 替 手 数 費	59	
引 当 金 繰 入 額	支 払 為 替 手 数 費	26	
前 当 期 純 利	支 払 為 替 手 数 費	32	
引 当 金 繰 入 額	支 払 為 替 手 数 費	1,914	
前 当 期 純 利	支 払 為 替 手 数 費	493	
引 当 金 繰 入 額	支 払 為 替 手 数 費	△58	
前 当 期 純 利	支 払 為 替 手 数 費	434	
引 当 金 繰 入 額	支 払 為 替 手 数 費	1,479	
前 当 期 純 利	支 払 為 替 手 数 費	1,479	

監査法人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社 佐賀共栄銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 村 幸 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐賀共栄銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

2026年5月22日

株式会社 佐賀共栄銀行

取締役頭取 二 宮 洋 二 殿

株式会社 佐賀共栄銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 田 英 二

監 査 等 委 員 安 永 恵 子

監 査 等 委 員 岸 川 浩 幸

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会社法第337条第1項に基づく監査法人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(注) 監査等委員 安永 恵子及び岸川 浩幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

佐賀市松原四丁目2番12号 電話：0952-26-2161

佐賀共栄銀行本店 6階会議室



交通のご案内

- 九州佐賀国際空港より ▶▶▶ 車で約25分
- 長崎自動車道「佐賀大和 I.C.」より ▶▶▶ 車で約25分
- 長崎本線JR佐賀駅より ▶▶▶ 車で約7分
- 佐賀駅バスセンターより ▶▶▶ 「片田江バス停」下車徒歩約3分